平成２１年（フ）第３１８６号
名古屋市名東区引山３丁目605番地　市営引山荘Ｔ－６棟104号
債務者　川本　　真
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２０６号
名古屋市千種区今池５丁目14番５号　川辺529ビル８Ｄ
債務者　髙尾　　薫
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２１５号
名古屋市中川区尾頭橋１丁目３番８号　一光ハイツ尾頭橋904号
債務者　鈴木　直美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２３７号
愛知県春日井市桃山町２丁目166番地　市営桃山住宅３棟５号
債務者　加藤　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５５５号
愛知県江南市東野町西出12番地
債務者　尾関由紀子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５６４号
愛知県一宮市緑５丁目４番１―104号　プラザ緑ヶ丘
債務者　中岡　明美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５６５号
愛知県一宮市萩原町戸苅字滝用水西11番地
債務者　太田　英宏
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６２００号
大阪市西成区玉出中２丁目12番21号　幸梅荘23号
債務者　髙畑　良成
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２７０号
大阪市東淀川区柴島３丁目７番３号
債務者　坂井　孝子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２８６号
大阪府東大阪市中鴻池町１丁目３番25号
債務者　藤原　常征
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５３７号
大阪市西区北堀江４丁目12番10―1301号
債務者　榎本　良三
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５５４号
大阪府東大阪市花園東町２丁目８番16号
債務者　吉岡　信宏
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０５８号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番126―102号
債務者　岩本　哲一
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０６１号
大阪府枚方市茄子作４丁目２番７号
債務者　吉川　峻一
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２００号
大阪府四條畷市岡山５丁目12番13号　ヴェルテ忍ヶ丘206
債務者　和田千代子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２０２号
大阪市平野区喜連西５丁目４番57号
債務者　堺　　浩子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２４５号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目５番27号　ロイヤル俊徳Ⅱ310号
債務者　房野　弘道
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３６９号
大阪市住吉区住吉１丁目９番25号
債務者　杉本由紀子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部